

欧州評議会と承認のライシテ——報告書「民主的な社会における信教の自由と共生」を糸口として

Le Conseil de l'Europe en faveur de la laïcité de reconnaissance : à travers une lecture du rapport « Liberté de religion et vivre ensemble dans une société démocratique »

伊達聖伸

Kiyonobu DATE

En 2015, l'Assemblée parlementaire du Conseil de l'Europe a adopté le document intitulé « Liberté de religion et vivre ensemble dans une société démocratique ». Il s'agit d'un texte, rédigé suite aux attentats terroristes, dans lequel est abordée la place des religions dans l'Europe contemporaine. Ce rapport, qui constitue l'une des plus nouvelles synthèses sur la question, nous fournit un moyen privilégié pour observer comment le Conseil de l'Europe cherche à situer les religions dans la société laïque ainsi que les liens qu'il entretient avec ses États membres. Nous nous proposons d'en présenter les grandes lignes et d'en relever quelques points essentiels afin d'approfondir notre réflexion.

À l'échelle européenne, la laïcité n'est plus une « exception française », mais une notion à partir de laquelle on aborde des rapports divers entre le religieux et le politique. Tout en se situant dans le contexte de « l'après-Charlie », ce rapport du Conseil de l'Europe condamne le fanatisme et l'extrémisme religieux, mais il se montre également critique vis-à-vis d'une conception purement défensive de la laïcité, pour mettre en valeur la laïcité de reconnaissance. Nous soulignons que la ligne de partage ne se trouve plus entre le séculier et le religieux, mais plutôt entre le radicalisme et le libéralisme, qu'ils soient religieux ou non.

Nous relevons d'autre part que le Conseil de l'Europe et la Cour

2 伊達聖伸

européenne des droits de l'homme se montrent hésitants quant à l'interdiction de la burqa et du niqab, mais qu'ils ne peuvent en fin de compte que consentir aux décisions des États membres en leur accordant une « marge d'appréciation » parfois assez large. Nous nous attardons également sur le fait que le Conseil de l'Europe met ses espérances dans l'« aménagement raisonnable » pour parvenir à la non-discrimination et au vivre ensemble.

はじめに

2015年9月30日、欧州評議会議員会議（Assemblée parlementaire du Conseil de l'Europe : APCE / PACE）は「民主的な社会における信教の自由と共生」と題された文書を採択した（決議 2076 号、勧告 2080 号）。もとになっているのは、ラファエル・フセイノフ（Rafael Huseynov）委員を報告者とする、文化・科学・教育・メディア委員会の報告書（同年7月6日）である（APCE / PACE, 2015）。これに社会問題・健康・持続可能な発展委員会と司法・人権問題委員会が若干の修正意見を加えたうえで（それぞれ9月17日と29日）、採択の運びとなった。

欧州評議会は、EU加盟国および他のヨーロッパ諸国を中心に47の加盟国を擁する国際機関で、国際社会の基準策定を主導する立場にある。この機関が、今日の民主主義社会における宗教のあり方をどのようにとらえ、どのような方針を打ち出しているのかを把握することは、現代ヨーロッパにおける宗教のあり方を理解するためのひとつの特権的な通路となるだろう。実際、この報告書「民主的な社会における信教の自由と共生」（文書13851号）は、欧州評議会がこれまで採択してきた文書の延長線上に位置づけられるとともに、新たな状況にいかに対応すべきであるかという問題関心からも執筆されている。事実、2015年7月に執筆されたこのテキストは、1月にパリで起きた「シャルリ・エブド」襲撃、警察官殺害、ユダヤ系食料品店襲撃事件、また2月にコペンハーゲンで起きた「イスラーム主義と表現の自由」についての集会とシナゴグを襲った事件に言及している。

本稿は、この報告書で論じられている内容の特徴を押さえ、分析と考察

を加えようとするものである。基本的には文書の概観と要点の提示を目的とするものだが、この文書を糸口にすれば、現代ヨーロッパという特徴ある時間と空間の規模において政教関係を論じていくための具体的で確実な見通しを得ることができるだろうという期待もある。宗教について論じた欧州評議会の文書なのだから、読んでヨーロッパの宗教事情が理解できるのは当然のことだと思われるかもしれないが、必ずしもそれは自明ではない。

というのも、一口に現代ヨーロッパの政教関係と言っても、実際には各国によって（さらには各国の内部においても）非常に多様で、単純にヨーロッパと一括りにすることはできないからである。その反面、現代ヨーロッパという時間と空間の広がりの中、一定の認識や価値観が共有されていること（少なくともそう措定されていること）も、否定しがたいものがある。現代ヨーロッパ（さらにはそこをひとつの中心とする国際社会）が広く共有している世界観のなかに宗教がどのように位置づけられているかを知ることは、ヨーロッパにおける政教関係の多様性と統一性を把握することにつながるだろう。

この多様性と統一性は相互に関連している。EU加盟国の政治がEUの政治と連動せざるを得なくなっているように、ヨーロッパ各国における宗教のあり方はヨーロッパ全体という視点から論じられる宗教のあり方と無関係ではありえない。EUの政策と加盟国の主権のあいだにはしばしば緊張関係が見られるが、それを通じてEUと各国のあり方が問い直されると同じように、欧州評議会が採択された現代社会と宗教の関係について論じられた文書を、各国の宗教政策は——同調するにせよ一定の距離を取るにせよ——考慮に入れざるを得ない格好になっている。

このような観点から、欧州評議会の文書を分析することは、「フランス的例外」をなすとしばしば考えられている「ライシテ」をとらえ返し、位置づけ直すことにもつながるだろう。ヨーロッパという広がりにおいて、フランスの政教関係はたしかに独特な特徴を備えているが、ヨーロッパの全体的な動向と密接に関わるものでもあって、決して孤立したものではない。報告書において、「ライシテ」という語はフランスに限定されて用いられているどころか、ヨーロッパ全体の政教関係がライシテという用語でとらえられている。報告書が英仏二言語であることもポイントで、フラン

4 伊達聖伸

ス語の「ライシテ」(laïcité)は英語の「世俗性」(secularity)と対応関係にある。実際、この報告書は、欧州評議会の加盟国が「承認のライシテ」(laïcité de reconnaissance / secularity of recognition)の枠組みに沿い、国家の中立性を包摂的で多様性にかかれたものにすべきであると提言している。

以上を踏まえ、本稿では、この文書の構成と全体的な議論の流れ、そして基本的な主張を概観的に確認したうえで、いくつかの論点を取りあげて考察を加えることにしたい。

1. 構成と議論の流れ

報告書は、冒頭に要約を配し、A. 決議案 (13 段落)、B. 勧告案 (3 段落) に続いて、C. 報告者フセイノフによる理由説明が本体部分をなしている (95 段落)。欧州評議会のサイトから PDF ファイルをダウンロードすると、フランス語版 20 頁、英語版 18 頁の分量である。もちろん構成および段落は英仏語のあいだですべて対応しており、相互に翻訳の関係にあるが、ときおりニュアンスの違いがある。本稿では、基本的にはフランス語版に依拠しつつ、随時英語版を参照する形を取っている。

まず、報告書全体の基本的な調子を簡潔に伝えるために、要約部分を提示しよう。

私たちの民主的な社会は危機に陥っている。それは宗教的な狂信主義と過激主義によるものである一方、外国人嫌悪と差異の拒絶によるものでもある。この脅威に直面して、国家と宗教は協同して、対話と相互の尊重を奨励すべきである。

宗教は、共生の基盤となる共通の価値と原理の促進において重要な責任を有している。国家は、承認のライシテの枠組みにおいて、国家の中立性が包摂的で多様性にかかれたものであるべく見守り、議論の多い宗教的実践のために「妥当な調整」(aménagements raisonnables / reasonable accommodations)を模索すべきであろう。目的は信教の自由への権利の実質的な平等を保障することであるべきで、民主的な社会において不要な制限によってこの権利を縛

ることは避けなければなるまい。

教育は、無知と戦い、ステレオタイプを打ち破り、信頼と相互の尊重を打ち立て、共生に必要な共通の価値に対する誠実な愛着を促進するための鍵である。学校は信条を異にする個々人が出会う建設的な対話の場として、各人が異なる世界観に開かれていくことを手助けすべきであろう。この文脈において、国家と宗教共同体は力を合わせ、宗教事象の教育 (enseignement du fait religieux / teaching of religion) が相互に耳を傾け批判精神を発達させる機会となるようにすべきであろう。

欧州評議会は、宗教および非宗教的な団体の代表者との安定的な対話の場を築くべきである。そうすることによって、共生を促進することを目指す行動に参加するすべての当事者の積極的な取り組みを支援することができる。

世俗的な国家と宗教的な共同体が民主的な社会の共生を実現するために協力できるというメッセージが特に強調されているのが印象的だが、具体的にはどのような議論が展開されているのだろうか。この要約に続く A. 決議案と B. 勧告案も、報告書の議論のまとめという性質があるので、本稿では、本論部分に当たる C. 理由説明の流れをたどったうえで、A と B に立ち戻りつつ内容を提示することにしたい。以下、本文の該当箇所の指示や引用は A～C の記号と段落番号によって行なう。

C. 理由説明の構成は次の通りである。第 1 章「イントロダクション——報告書の枠組みと目的」(C. 1-8)、第 2 章「宗教事象と信教の自由への権利」(C. 9-29)、第 3 章「信教の自由と宗教的实践」(C. 30-55)、第 4 章「民主的な社会における宗教の位置」(C. 56-81)、第 5 章「結論」(C. 82-95)。

1-1. 「シャルリ以後」のヨーロッパ

第 1 章では、テロの脅威にさらされている現代ヨーロッパという文脈を踏まえて、改めて信教の自由と共生のあり方を考えるという報告書の背景と目的が示される。

2015 年 1 月にはパリで、2 月にはコペンハーゲンで悲惨なテロ事件が起きた。フランスではまた、ユダヤ人やカトリックの墓地が荒らされるな

ど、宗教を標的にした暴力的な事件が相次いでおり、民主的な社会における「共生」について再検討する必要性が高まっている (C. 1)。悲嘆や茫然自失の状態を越えて、このような事件が再び起こらないようにするためにはどのように行動すべきかを考えなければならない。このような問いを発することは、責任者を探して糾弾するためのものではなく、現在の状況をよりよく理解し、効果的な対策を講じるためのものである (C. 2)。状況を理解することは、もちろん犯罪を正当化することではない。殺人も、礼拝の場や墓地を冒涇することも、信仰の行為として正当化することはできない (C. 3)。一方、理解することのうちには、恵まれない地域で途方に暮れながら社会のなかで自分の位置を見つけようとする若いムスリムと、ジハード主義的なテロリストないし反ユダヤ主義の狂信者を混同せずに区別することが含まれる (C. 4)。

このような問題関心から執筆される報告書の中心テーマは、「民主的な社会における信教の自由と共生」である (C. 5)。文化的・宗教的に同質的な社会においては、信教の自由の問題は生じにくい。信教の自由が問題となるのは、ヨーロッパの文化的・宗教的な多様性が増大しているからにはほかならない。この流れは不可避であると同時に、「豊かさ」をもたらすものでもある (C. 6)。差異に恐怖を抱くことをやめるべきである。他者が自分たちと同じであれば万事うまくいくといった考え方は捨て去るべきである。個人および集団のアイデンティティは複合的で、それを否定するような一枚岩的なナショナル・アイデンティティを唱える政治的言説は改めるべきである。「他者の「同化」を望むことをやめ、多元的で包摂的な社会における多様性の承認およびあらゆる人びとの統合を促進しなければならない」(C. 7)。そのためには、共通の価値についての合意の構築が必要である。

異質なものととの共存が一見難しく思われる時代だからこそ、改めて多様性が社会に「豊かさ」をもたらすことを強調し、多様性を孕む社会が成り立つための条件を模索する様子が見えてくる。

1-2. 現代ヨーロッパ社会における宗教の位置

第2章「宗教事象と信教の自由への権利」(C. 9-29)は、第1節「宗教事象とその社会における定着を理解する」(C. 10-16)と第2節「信教の

自由への権利——その意味と保護の射程と範囲」(C. 17-29)に分かれている。報告書がまず確認するのは、現代ヨーロッパ社会において宗教が占めている位置についてである。ともすると、ヨーロッパは今日の世界のなかでむしろ例外的に世俗化が継続し、宗教がさほど社会的に重要な役割を果たしていないと思われるかもしれない (cf. Berger, Davie, Fokas, 2008)。しかし、報告書はそのような「通念」を否定し、歴史的、社会的、文化的事象としての宗教およびその重要性は衰退していないと述べている (C. 9)。

なお、現代ヨーロッパにおける宗教の位置について論じるに当たり、報告書が特に参照しているのは、ジャン＝ポール・ヴィレム (パリ高等研究院教授) である。ヴィレムは、ライシテの社会において宗教は積極的な役割を果たすことができるという考えの持ち主である (Willaime, 2008 ; 伊達、2016 : 180-182)。

報告書は述べる。なるほど、宗教集団は不寛容の態度を育てて暴力や狂信を生むこともある。そのような逸脱した形態の宗教は、たしかに民主主義および人権にとっての危機になりかねない。ただし、そのようなことは宗教だけではなく、あらゆる凝り固まった戦闘的な信念に起こりうる (C. 11)。むしろ実際には、宗教が「共生にとっての切り札」であることのほうが多い。社会的弱者や恵まれない状態に置かれた人びと (難民、外国人、ロマ人、見捨てられた子ども、ホームレス、障害者、高齢者など) に救いの手を差し伸べ、市民の連帯の義務を訴え、環境や生態系に配慮した経済モデルへの転換を唱える宗教者は、少なくない (C. 12)¹。

たしかに、宗教的信念を持つ者の見解が、そうでない人びとに不快感を抱かせる場合も考えられる。しかし、そうであっても、宗教的信念を持つ者にも表現の自由があることは明らかで、国家としては、見解の不一致がありえることを承認すべき立場にある。性やジェンダー、生殖補助医療、代理母、優生学、終末期と安楽死、研究倫理などの「論争を呼ぶ主題について、宗教を黙らせようとすることは誤りである」(C. 16)。

1 報告書は、この文脈で、2014年11月25日に教皇フランシスコが欧州評議会を訪れた際の言葉を引用している (なお、仏語版・英語版とも、原文では2015年11月25日となっているが、2014年の誤り)。「平和に向けての特権的な道 [……]、それは他者のなかに戦うべき敵ではなく、迎え入れるべき兄弟を認めることである」(C. 15)。

このように、宗教に基づく見解が社会的議論において一定の位置を占めるべきことが述べられている。

1-3. 信教の自由をめぐる問題構成

国家と宗教団体の関係は、信教の自由への権利をもとに考えられなければならない。報告書は、欧州人権条約（1950年）第9条が、思想、良心および信教の自由を保障していることを喚起している（C. 17）²。また、欧州人権第一議定書（1952年）第2条が、子どもの親に、自分たちの宗教的信念に合致した教育を行なう権利を保障していることにも注意を促している（C. 18）³。そして、信教の自由に関してこれまで欧州評議会が提出してきた報告書や、欧州人権裁判所の判例の概要集に言及している（C. 19）⁴。さらに、欧州人権条約第9条は、国家による不当な干渉からアソシエーションの活動を保護する11条に照らして理解すべきものと述べられている（C. 22）⁵。すなわち、信教の自由は、（いわゆる大宗教に限定されず）あらゆる宗教団体とその成員に適用され、また国家による恣意的な介入によって妨げられてはならないと理解されている。

報告書は「信教の自由には、内的側面と外的側面の2つがある」という。「[内的]な面では、この自由は絶対的なものである。[外的]な面では、信教の自由は、個人的および私的に、あるいは集合的なやり方で、公的にそして信仰を共有する人びとのあいだで「みずからの宗教を表明する」自由を含むものである」（C. 23）。ところで、外的な面においては、信教の

2 欧州人権条約第9条は以下の通り。「1. すべての者は、思想、良心および信教の自由についての権利を有する。この権利には、自己の宗教または信念を変更する自由、そしてその宗教または信念を、個人的にまたは集合的に、公にまたは私的に、礼拝、教育、儀礼の実践および遂行によって、表明する自由を含む。2. 宗教または信念を表明する自由について課せられる制限は、民主的社會において、公共の安全、公共の秩序、健康または道徳の保護のために必要な法律によって定められるもののみである」。

3 条文は以下の通り。「国家は、教育および教授の分野において引き受ける任務の行使において、子どもの両親が自分の宗教的および哲学的な信念に適合する教育および教授を確保する権利を尊重しなければならない」。

4 « La dimension religieuse du dialogue interculturel »（「間文化主義的な対話の宗教的側面」）についての報告書（Doc. 12553）。

5 11条（第1項）の条文は次の通り。「すべての者は、平和的な集会の自由および結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し、これに加入する権利も含まれる」。

自由は「相対的」たらざるをえない。「公的な秩序が関係し、脅かされることもありうる」からである。欧州人権条約第9条は、「個人の内的信仰に拠るものを保護するものだが、信念に規定されるあらゆる公的な振る舞いを保護するものでは必ずしもない」(C. 24)。

これは、信教の自由に一定の制限を設け、国家の介入が妥当な場合もあることを認めるものである。では、どこで線を引くべきなのか。「この宗教共同体と国家のあいだの関係構築という微妙な領域において、国家は原則として大きな評価の余地 (*marge d'appréciation / margin of appreciation*) を享受する」(C. 26)。この「評価の余地」という基準は、欧州評議会や欧州人権裁判所と加盟国各国の関係を測るうえで重要な概念で、あとからもう一度取りあげることにはしたい。ここでは、欧州評議会や欧州人権裁判所は、政教関係について事実上かなりの裁量を各国の判断に委ねていることを指摘しておくにとどめたい。

いずれにしても、民主的な社会において重要なのは、信教の自由としかるべき制限を妥当な形で組み合わせることだと言える (C. 29)。

1-4. 信教の自由が問われる具体相——割礼、ヴェール、儀礼的屠殺

一般にヨーロッパ諸国では、さまざまな(宗教的および非宗教的)信念は法律で保護されているが、マイノリティ宗教がその実践に際して、しばしば差別を感じている面があることも事実である (C. 30)。そうであれば、集団の結成の自由を認めるだけでなく、宗教を自由に実践するための具体的な権利の保障が国の法律によってなされることが重要だと報告書は言う。そこには、病院・障害者施設・高齢者施設・学校などの制度の運営を認めることも含まれる (C. 31)。

ユダヤ教徒やムスリムを代表する立場にある者たちによれば、宗教的実践のなかには信者のアイデンティティにとって本質的なものがあり、それに制限が加えられるならば信教の自由の侵害に当たるおそれがある (C. 32)。その一方、「私的な領域」を超えて「公共的な側面」を持つような宗教的实践は、信者以外の人びとの権利との兼ね合いが問われる (C. 33)。報告書で扱われているのは、「割礼」(第3章第1節:C. 35-40)、「全身を覆うヴェール」(第3章第2節:C. 41-48)、「儀礼的屠殺」(第3章第3節:C. 49-55) である。

本稿では、ヴェールはあとから取りあげることにして、ここではユダヤ教における男児の割礼とユダヤ教およびイスラームに関係のある屠殺について述べておく。

ヨーロッパには、割礼の実践を禁止しようとしている国がある（デンマーク、スウェーデン、ノルウェー）。ドイツでは、男児の宗教的割礼は身体の損傷に相当するとの判決をケルンの法廷が出し、ドイツ議会は割礼が可能な条件を厳格に規定する法律を採択した。このような状況で、欧州評議会が2013年に子どもの権利についての決議（1952号）を採択したことは、割礼禁止の呼びかけであるとの誤解を一部に招いたが、欧州評議会が加盟国に勧告しているのは、割礼の禁止ではなく、割礼を行なうための医療的な条件を明確に規定することである（C. 35）。子どもにも自分と同じ信仰を共有させたいという両親の願いはもちろん理解できるが、子どもの保護も重要である。したがって、国家が割礼を医療行為として規定し、宗教的伝統と子どもの権利を両立させることが望ましい（C. 39-40）。ここからは、割礼という宗教儀礼と子どもの権利、そして医療行為との整合性が問われている様子が浮かびあがる。

屠殺についても、世俗国家と宗教的伝統のあいだの葛藤を調停することが求められる。ヨーロッパの多くの国では、屠殺は動物の動きを封じて固定したあと、茫然自失の状態において行なうのが原則で、ユダヤ教とイスラームにおける屠殺方法はこれに反する面がある（C. 49）。スイスでは、1893年の憲法改正で動物の意識を事前に失わせてから屠殺することが定められ⁶、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンでも儀礼的屠殺は禁じられている（C. 50）。一方、ドイツ、オランダ、フランスは、一定の条件のもとでの儀礼的屠殺を認めている（C. 51-52）。欧州レベルでは、動物保護に関する1979年の条約および2013年から施行されたEUの規則があり、宗教的な儀礼的屠殺の継続を認める一方、各国がより厳格な規定を設けることも認めている（C. 53）。報告書は、このような状況では、一律的な規定を設けることは難しいが、むやみに動物に苦痛を与えないことと信教の自由の尊重を両立させているドイツやフランスなどの枠組みが妥当だろうと示唆している（C. 54）。

6 仏語版の原文では1983年とあるが、1893年の誤り。英語版では1893年になっている。

1-5. 宗教を承認する世俗国家のライシテ

第4章「民主的な社会における宗教の位置」は、第1節「承認のライシテに向かって」(C. 59-68)、第2節「妥当な調整という概念——信教の自由の領域への適用可能性」(C. 69-81)に分かれている。報告書は、広くヨーロッパ一般を対象にしながら、特にフランスの文脈を意識している(C. 56-57)。

「ライシテ(世俗性)の原則」は、「民主的な社会の支柱」をなしており、これが尊重されるべきことは言うまでもない。しかしながら、「ライシテが理解され適用されるやり方は一義的ではない」(C. 59)。それは各国で異なるし、各国の内部においても異なるだろう。報告書は、英語で言う「世俗性」「世俗主義」と「ライシテ」の関係の整理を試みている。

英語は、世俗性(secularity)と世俗主義(secularism)、世俗国家(Secular State)と世俗主義国家(Secularist State)を明確に区別する。国家および公権力の世俗性はリベラルな社会の本質的な構成要素であるのに対し、世俗主義はひとつのイデオロギー的な立場であって、それに特有な個人主義的な価値の名のもとに、世俗主義的な秩序を促進しようとする。ライシテ(laïcité)とは、世俗主義的な国家ではなく、世俗国家のことである。すなわち、民主的な社会において、国民の宗教および信念に対し、中立的で偏りを持たない国家である。(C. 60)。

「世俗主義的な国家」ではなく「世俗国家」として理解される「ライシテ」は、国家と宗教の関係を調整する役割を果たすものであって、世俗主義的な価値観を社会に押しつけるものではない。「このような世俗国家は[……]社会がライシテであることを意味するものではない。社会を構成する人びとは、そこにおいて非常に多様な宗教的または哲学的な選択肢を持ちうるものであって、国家はこの市民社会の構成物をさまざまな仕方でも考慮に入れることによって、それらの貢献を公的生活に役立たせることができる」(C. 61)。「国家」と「社会」が区別されていることに注意したい。

このようなライシテは、1)「良心、思想および信教の自由」、2)「あらゆる市民の権利と義務の平等」、換言すれば「国家および公権力による差

別がないこと」、3)「国家と諸宗教の相互の自律性」から構成されていると理解することができる (C. 62)。そして、ライシテに含意されている国家の中立性は、さまざまな宗教を公正に扱うことを意味するが、それは相対主義ではなく、人権、法治国家、公共安全、公共道徳から構成される共通の価値という基盤を持つ (C. 63)。

これは、チャールズ・テイラーの立場に非常に近いと報告書は言う (C. 64)。テイラーは英語の「世俗主義」(secularism)とフランス語の「ライシテ」(laïcité)を対応させているが、この概念に込められているのは、国家の中立性とは国家の価値を社会に押しつけることではなく、あらゆる宗教的信念および思想を国家は優遇も差別もしないということである。このような意味において、ライシテは多様性に対する民主的国家的回答となる。

このような「承認のライシテ」は、公権力と宗教共同体の建設的なパートナーシップを促進し、社会の緊張関係に調停をもたらし、共生の展望を描きうる (C. 68)。

そのような共生を目指して、信教の自由を実質的に保障するときには、「妥当な調整」(aménagement raisonnable / reasonable accommodation)という概念が手掛かりになる。これは、宗教的多様性を管理する手段として、最初アメリカ合衆国とカナダで現われたものである (C. 69)⁷。この概念は、差別をしない原則を実質化する役割を果たすもので、報告書は、この妥当な調整の原則を適用することによって、間接的な差別を是正していくことが望ましいとしている (C. 78)。

欧州評議会はこのように、民主的な国家の枠組みにおける承認のライシテと妥当な調整の意義を説くことで、宗教と協力関係を結びながら、またマイノリティ宗教の信者への配慮を考慮しながら、共生社会を展望している。この論点にはまた立ち返りたい。

1-6. 宗教的多様性の肯定と宗教教育改善の必要性

報告書の本体部分にあたる C. 理由説明の「結論」(C. 82-95)部分では、

7 北米フランス語圏のケベックでは、「妥当な調整」は通常« accommodation raisonnable »と表記されるが(英語表記は“reasonable accommodation”)、この欧州評議会の報告書(仏語版)では、「aménagement raisonnable」表記が用いられている。

宗教的な多様性が民主的な社会における豊かさに見なされ、宗教教育の重要性が強調されている。

報告書は言う。民主主義と法治国家を基に多元的な社会を志向するという原則と価値は、私たちの歴史の産物であって、交渉不可能なものであり、それを尊重するだけでなく、保全し促進することが私たち全員の責任である (C. 83)。

なるほど、なかには文化的・宗教的多様性はナショナル・アイデンティティを脅かすと考える者もいる。そのようなナショナル・アイデンティティは、固定的で神聖なものと観念されている (C. 86)。だが、私たちの社会の豊かさは多様性にこそある。多様性はたんに容認されるものではなく、むしろ積極的にその豊かさを引き出すべきものである (C. 87)。

たしかに、文化的・宗教的な多元性は緊張関係をはらみうる。しかし、そのような緊張は、対話や共同で社会を構築していく意志によって解決されうるもので、それゆえに出会いとパートナーシップを促進しなければならない (C. 88)。そのためには、家庭や文化的・宗教的共同体が、個々人のなかに「精神の開放性」と「批判的な思考」と「他者との構築的な対話」を育む責任と義務を持つ必要がある (C. 90)。このような個々人を育成する任務が国家や公教育のみに委ねられるのではなく、通常は「私的」と見なされる家庭や宗教団体も積極的にその役割を果たすよう期待されているのがポイントだと思われる。

報告書はまた、メディアやインターネットが情報化社会において大きな影響力を持つことに注意を促している。若者たちは、ヴァーチャル空間において似た者同士と出会い、それが彼らの人格とアイデンティティを構造化している。だが、このような新しい関係構築は、旧来の連帯のあり方を解体し、他人に対する恐怖や憎悪が吹き込まれる機会にもなりえる。したがって、ウェブサイトにおける不寛容と戦い、相互の承認と尊重を促進することが重要である (C. 91)。

欧州評議会の見るところ、学校における宗教事象の教育や、さまざまな宗教との出会いの場を設ける機会は不十分である (C. 92)。学校からあらゆる宗教的象徴を取り除くことを試みるより、互いにそれを説明してみたらどうだろうか。これらの象徴によって世俗的なアイデンティティを脅かされると考えるよりも、他者とは何かを考える機会になっているととらえ

直したらどうだろうか。危険なのは、象徴そのものではなく、それを着用したり拒否したりするときの態度である。承認のライシテは、宗教教育に関して国家に一層の努力を求めるものである (C. 93)。

2. 民主的な価値を共有する宗教の公共性に対する積極的な評価

ここまで、C. 理由説明をもとにしながら報告書の議論をたどってきた。以下では、A. 決議案と B. 勧告案の叙述も取り入れながら、欧州評議会がどのような政教関係が望ましいと考え、加盟国に推奨しているのかを確認しつつ、いくつかの論点を掘り下げていこう。

欧州評議会の見るところでは、「宗教事象はヨーロッパ社会において再び重要性を獲得している」(A. 1)。「教会および宗教団体は市民社会の構成要素をなすものであって、世俗的な信念を持つ団体 (organisations de conviction laïque / secular organisations) とともに社会生活に参加するものでなければならない。各国当局は、対話、相互承認、連帯のために活動する宗教共同体の潜在性をもっと考慮に入れるべきであろう」(A. 2)。宗教は、民主主義と齟齬をきたすどころか、民主的な社会の共生に役立つと見なされている。

「ライシテの原則とは、宗教的現象を社会空間から除去することを要求するものではない。それどころか、この原則は、正しく理解され適用されるならば、宗教的および非宗教的なさまざまな信念が、平和に共存する可能性を保護するものなのである」(A. 5)。

欧州評議会が加盟国に勧めているのは、「宗教に対する政治的なものの独立の原則と法の卓越性を尊重したうえで、「承認のライシテ」(laïcité de reconnaissance / secularity of recognition) を実施し、宗教団体を組むべき相手として価値化すること」である。政治と宗教の相互の自律性を守りながら、包摂的な連帯社会の発達のために協力しあうことが提案されている (A 13.3)。

たしかに、欧州評議会は、あるべき規範を守らせるよう加盟国に指示することはできない (A. 7)。しかし、このようなライシテを望ましいと考える「欧州評議会の行動を強化する」ことは「緊急性」を帯びている。「宗教的な狂信主義と過激主義、そして外国人嫌悪と差異の拒絶が、私たちの

民主的な社会にとって示している危険を回避する」加盟国の努力をよりよく支持する必要がある (B. 2)。

また、欧州評議会自体が、「主要な宗教共同体とユマニズムおよびライシテの哲学の世界を代表するヨーロッパの主要な団体との共同作業を強化し、より具体化すべき」ことも提言されている。「ヨーロッパ評議会と宗教および非宗教的な団体の代表者とのあいだに持続的で正式に承認された対話の場を設けるべきである」(B. 3)。

2-1. 承認のライシテ——ラディカリズムに抗するリベラリズム

このように宗教の社会的意義を積極的に認める「承認のライシテ」は、どのような特徴を備えているだろうか。その特徴からは、どのような世俗と宗教の関係が浮びあがってくるだろうか。

欧州評議会は、イスラームの名を語るテロ事件が示しているのは「宗教が道具化される」事態だと見ている。そこから「教権主義的で絶対主義的な形を取る可能性のある宗教に対する防波堤としてのライシテ」が重要になってくる (C. 65)。では、欧州評議会は、治安を重視し、宗教に厳しい姿勢で臨むライシテを推奨しているのだろうか。

そうではない。たしかに、宗教はその成員を「閉じ込める」ときには、危険な共同体主義に至る可能性がある (C. 65)。しかしながら、「民主的な社会においては、社会を諸宗教から守ることを目的とする、純粋に防衛的なライシテ概念を採択するよりも、社会の宗教的な構成要素の貢献を積極的に考慮に入れることを可能にする、能動的で包摂的なライシテ概念を迎え入れるべきである。実際のところ、ヨーロッパにおいては、宗教を承認するライシテの諸形態が優勢になっている」(C. 66)。

ここで重要なのは、「宗教を承認するライシテ」は、「純粋に防衛的なライシテ」を擁護するものではなく、むしろ批判するものだとして理解しておくことである。実際、公共空間から宗教をなくすことは、かえって「新たな国教」を万人に押しつけることになりかねないという認識を、報告書は示している (C. 84)。

言うまでもなく、「承認のライシテ」は、「国家」と「宗教」の融合を新たに目指すものではない（その場合には、それも「新たな国教」になってしまうだろう）。「国家」と「宗教」は分離されつつ、協力することができ

るという見方が「承認のライシテ」を支えている。ここにおいて、「国家」と「社会」の区別が重要な意味を帯びる。「承認のライシテ」とは、宗教共同体の「社会的な承認」を意味している (C. 67)。

ここでぜひとも注目したいのは、「承認のライシテ」は宗教と世俗のあいだに分断線を走らせているのではなく、人権や法治国家など民主的な社会にとって譲ることのできない共通の原理を共有できるか否かで線を引いていることである。つまり、民主的な価値観を共有する宗教および世俗が手を結んで、それを脅かす存在に対峙する構図になっている。民主的な価値観を脅かす存在として想定されているのは、宗教の名を語る狂信主義や過激主義だが、それだけではない。反宗教的な狂信主義や過激主義、そして「純粹に防衛的なライシテ」も多分に危険をはらむことが示唆されているように思われる。

報告書はこう述べている。「共通の基本的な価値を受け入れた宗教共同体はみな、適切な法的地位を享受することができ、信教の自由の実践が保障される」。「加盟国と宗教団体は活動をともにし、出会い、対話し、相互に尊重することを促進すべきである。宗教的であろうと反宗教的であろうと、あらゆる狂信および過激主義と戦うのに、これ以上効果的な方策はない」(A. 12: 強調引用者)。国家と宗教が協力して、民主的な価値を脅かす両面からの過激主義と戦うことが提案されている。ラディカリズムに抗してリベラリズム路線を堅持しようとする様子が浮かびあがる。

もうひとつ引用したい。「立法者と政府が考慮に入れなければならないのは、「国家の中立性」の名のもとに行なわれる政治的な選択が、実際にはマイノリティ宗教に対する隠れた差別を引き起こしうるという事実であって、これは信教の自由への権利ともライシテの原則とも両立しない。より危険な事態として、このような選択は、当該共同体の成員たちのうちに、自分たちは国民共同体の完全な成員とは思われていないのだという感情を引き起こしかねない」(A. 6: 強調引用者)。ここに示唆されているのは、たしかにライシテは「国家の中立性」の要素を含むが、それに依拠した結果としてマイノリティ宗教に対する差別が生じるのならば、それはライシテの名に悖るということである。

ところで、ここにはなお2つの重なり合う問題が残っていると思われる。なるほど、「承認のライシテ」を唱える欧州評議会は、「純粹に防衛的なラ

イシテ」や「マイノリティ宗教に対する隠れた差別を引き起こしうるライシテ」に懐疑的であるように見える。だが、実際に加盟国における現状のライシテにどこまで批判的たりえるのだろうか。

もうひとつは、宗教の社会的な意義を積極的に認める承認のライシテは、往々にしてマジョリティの宗教にとって有利であって、「マイノリティ宗教に対する隠れた差別」を解消するどころか、助長してしまう側面はないだろうか、ということである。

第1の問いについては、「全身を覆うヴェール」の問題を取りあげながら欧州評議会と加盟国の関係を検討したい。第2の問いについては、差別を解消するための装置と考えられる「妥当な調整」について掘り下げておきたい。

2-2. ヴェールと「評価の余地」

2014年7月1日、欧州人権裁判所大法廷判決は、フランスの公共空間において顔を隠す目的の服装の着用を禁じることは、欧州人権条約に反しないとの判決を出した。

これは「S. A. S 対フランス」として知られる訴訟事件である。2010年10月11日に制定され、翌年4月11日に施行された法律（いわゆるブルカ禁止法）により、公共の場で全身を覆うヴェールを着用できなくなったことに対し、フランス在住のフランス人であるムスリム女性が、全身を覆うヴェールの着用は個人的な信仰と文化に動機づけられた自由な選択であるとして訴えたものである。

欧州人権裁判所は、顔を隠すことを法律で禁じることは、欧州人権条約第8条（私生活および家族生活の尊重についての権利）と9条（思想、良心および信教の自由についての権利）に対する「絶え間ない干渉」を構成するとの理解を示した。それでも禁止は「それに見合うもの」であるとの判断を下した（C. 42）。

フランス政府は、全身を覆うヴェールの着用禁止を、「公共安全」、「人間の相互交流における顔の重要性」、「男女平等」、「人格の尊厳」（ニカブやブルカを被ると人格が消えてしまうとされる）などの理由によって正当化した。これに対し、欧州人権裁判所は、民主的な社会における多元主義のために宗教的な標章には積極的な意味合いがあることをむしろ強調し、

「公共の秩序」や「治安」に訴えて一般的な禁止を正当化することはできない、また自分の意志でヴェールを被る女性もいることから「男女平等」や「人格の尊厳」を理由に禁止することはできないとした。しかしながら、欧州人権裁判所は、公共空間で顔を隠すことは「共生」の理念に抵触すると判断した (C. 43 ; Ruet, 2014)。

欧州人権裁判所の認識では、顔は社会生活において開かれた人間関係を構築するのに重要な役割を担っている。この観点から見ると、全身を覆うヴェールは「閉鎖性」の表現であり、共生を目指す社会に暮らす他の人びとの権利を侵害するものと理解される (C. 44)。

開放性と閉鎖性の対比で問題がとらえられている点が興味深いのが、欧州人権裁判所としては、フランス政府の正当化の議論を、おもにマイノリティの信教の自由の観点から退けたうえで、フランス政府の判断を追認していることに注意したい。つまり、信教の自由と社会の選択のあいだのバランスを測りながら、後者に軍配をあげたことになる。

裁判所は、公共空間における全身を覆うヴェールの着用を受入れるか否かはそれぞれの社会の選択によるものであって、この問題については欧州評議会加盟国のあいだに共通の見解がないと述べている (現在禁止されているのはフランスとベルギーの2国)。この問題については、国家は「評価の余地」(*marge d'appréciation / margin of appreciation*)を有しており、欧州人権裁判所としては各国の判断を尊重せざるをえない (C. 45)。

「評価の余地」とは、EUと加盟国の関係を規定している「補完性原理」に対応するものである⁸。EUレベルでの共通政策の策定は加盟国各国が取り組むよりも効果的な場合にかぎるとというのが「補完性原理」で、背後には意志決定の分権化の発想がある。欧州人権裁判所は判例を通じて、欧

8 報告書は、「評価の余地」を説明するに当たって、次の訴訟事件と判例に言及している。*Cha'are Shalom Ve Tsedek c. France*, Requête no 27417/95, arrêt du 27 juin 2000 [Grande Chambre], paragraphe 84 (C. 26, note 19)。これは、フランスのユダヤ教団体が、超正統派の宗教の規定に沿った儀礼による屠殺方法がフランス当局に認められなかったことを受けて訴えた事件である。欧州人権裁判所は、フランス当局がこのユダヤ教団体の要求に応じなかったことは、フランスの法律によって規定されている公共の秩序を保護するという目的に適うもので、信教の自由の侵害には相当しないとの判断を下した。各国家に委ねるべき「評価の余地」が、とりわけ国家と宗教の微妙な関係の構築に関しては認められるべきという観点から、欧州人権裁判所としては、このような措置が過剰または不均衡だとは考えられないとの判断を示している (paragraphe 84)。

州人権条約の加盟国に対し、ヨーロッパの歩調に合わせて法律の制定と法の適用を行なうべきものとしつつ、権利や自由に介入する必要性の存在や射程についての判断を委ねている (Arrêt Manoussakis et autres c. Grece, 1996, paragraphe 44)。欧州人権裁判所は、提訴された国々に応じて二重基準が設けられることは避けようとしているが、ヨーロッパの政教関係は国によって大きく異なるので、この問題に関する「評価の余地」は大きくなる (Costa, 2016 : 521)。

欧州人権裁判所としては、フランス政府が法律を正当化したいくつかの理由は退けたものの、法制化の事実そのものは追認するよりほかなかった。それでも裁判所は、全身を覆うヴェールを法律で禁止することは、信仰上の理由でそれを着用することを望む女性の状況に、かなりネガティブなインパクトを与えるという認識を示している。「あるカテゴリーに属する人びとに関するステレオタイプを固定化し、むしろ寛容を促進すべきなのに不寛容な表現を助長する」リスクを冒すおそれがあると警鐘を鳴らしている (C. 47-48)。

欧州評議会の報告書も、フランス政府による正当化を支持するよりは、欧州人権裁判所の路線に沿っているようである。共生を目指す社会に暮らす他の人びとの権利を侵害するという理由で、信教の自由に制限を加えることは正当かもしれないが、むしろこれを出発点として、共生を促進するために国家の新たな役割を考えることが必要ではないかと示唆している (C. 46)。実際、ニカブやブルカに関して、欧州評議会は、2010年の決議1743号と勧告1927号に基づき、加盟国が法律で一律禁止するような姿勢には賛同しない立場にある。(Ruet, 2014)。つまり、欧州評議会としては、各国の決定は尊重せざるをえず、それについて良し悪しを表明するところまではなかなか踏み込めないが、加盟国が全身を覆うヴェールを法律で一律に禁止することは行き過ぎだと考えているようである。

2-3. 妥当な調整——いかに均衡を保つか

欧州評議会は、各国が信教の自由への権利の形式的な平等を規定するだけでなく、実質的な平等を達成するよう「妥当な調整」(aménagements raisonnables / reasonable accommodations) を模索するよう提案している (A. 7, C. 69)。これは、信教の自由を重視する北米の法的概念を、ヨー

ロッパの文脈でも活用する試みともとらえられる。「妥当な調整」が重視される背後には、承認のライシテがともするとマジョリティの宗教に有利に作用しかねないことへの問題意識が窺える。実際、報告書は、民主主義の多数決原理がマイノリティの要求や期待を無視することのないよう、注意を喚起している (C. 94)。

「妥当な調整」の概念によって表わされているのは、実質的な平等と十全な権利の保障のために、しかるべき手段が講じられなければならないということである。一般的な規則によって個人が権利を十全に享受できず、差別が生じるとき、その障壁を取り除くことを目的とする。集団やあるカテゴリーの人びとに一律で適用されるのではなく、個人を対象としてケースバイケースで判断される (C. 70)。

一般に、障害者に対する「妥当な調整」の義務を認めている欧州評議会の加盟国は多いが、他の分野にこれを応用する国は少ないとされる。それでも、実践においては、宗教の祭日のために職場の労働時間や休暇を調整したり、宗教上の食餌規定が守れるようにしたりする調整はしばしばなされているという (C. 71)。

職場における信教の自由は微妙な問題である。職場において宗教を表明する権利は保護されなければならないが、他方では公共の要請や他者の権利との均衡も保たれなければならない。具体的な線をどこで引くかについて報告書が言及しているのが、4人の原告が英国を提訴した事件「エワイダら対英国」の判決 (2013年1月) である。この判決で、欧州人権裁判所は「妥当な調整」概念を公式には認めなかったが、雇用主が従業員の宗教的信念に関して調整を行なう義務があるという一般的な原則は暗黙裡に認められたと報告書は見ている (C. 74)。

「エワイダ事件」は、ブリティッシュエアウェイズの従業員ナディア・エワイダが十字架のペンダントを着用しているのが会社の服装規定に反するとされ、一定期間、配置転換された事件である。欧州人権裁判所は、自分の宗教的信念を表明したいという従業員の意志にもかかわらず、雇用主は一定の商業的なイメージにとらわれ、それを従業員に投影したことにより、均衡の基準を満たしていないと判断した (C. 75)。

2人目の原告シャーリー・チャップリンは公立病院で高齢者看護を専門とする看護婦で、勤務中に十字架のペンダントを外すよう求められたのを

拒否したため、病院側は彼女との契約を中断した。欧州人権裁判所は、この「チャップリン事件」において病院側が主張する患者の衛生と安全の保護という観点は、事の性質上、「エワイダ事件」において航空会社が従業員に求めた企業のイメージよりも重要であるとして、欧州人権条約9条に定められた信教の自由の侵害には当たらないとした (C. 76)。

3人目の原告リリアン・ラデルは、イズリントン・ロンドン特別区で戸籍管理の仕事をしていたキリスト教徒で、同性カップルのシヴィル・ユニオンの登記を拒否して解雇された。4人目の原告であるゲーリー・マックファーレンは、心理療法・セックスセラピーを専門とする会社で働いていたが、宗教的信念から同性カップルの依頼には応じられないと上司に相談したところ解雇された。欧州人権裁判所は、この「ラデル事件」と「マックファーレン事件」においては、妥当な調整を求めてきた原告の訴えを退けた。信教の自由は差別を正当化するものではないというのがその理由である (C. 77)。

報告書は、以上の判例から、「妥当な調整」の概念は、差別をしない原則を補助するものとして使われており、これによって差別を是正していくことが望ましいと述べている (C. 78)。そして、「妥当な調整」の目的は、「ある国の支配的な宗教伝統から発する社会生活上または法的な規範の間接的な差別の効果を乗り越え、マイノリティの成員にとって、より適合的な状況を作り出すこと」にあると述べている国連の文書を引用している (C. 79)⁹。さらに報告書は、差別の撤廃は法廷に委ねるだけではなく、政治主導で取り組むのが望ましいとの希望にもじませている (C. 80)。

結語

以上、本稿で取りあげて論じてきた欧州評議会の報告書は、テロが頻発する現代ヨーロッパにあって、宗教の公共的な役割を積極的に評価する「承認のライシテ」と、差別を撤廃する「妥当な調整」を提唱している。たし

9 引用されているのは次の文書。Heiner Bielefeldt, "Freedom of religion or belief: anachronistic in Europe?," in Marie-Claire Foblets, Katayoun Alidadi, Jørgen S. Nielsen, Zeynep Yanasmayan eds., *Belief, Law and Politics: What Future for a Secular Europe?*, Aldershot, Ashgate, 2014, pp. 55-65.

かにマイノリティに対する差別の撤廃は、現実にはなかなか困難だが、そのための理念は打ち出されているように思われる。そのことによって、ラディカリズムを排し、リベラリズムを堅持する路線を打ち出している。

他方、欧州評議会が推奨する政教関係は、加盟国各国の政教事情を考慮に入れざるを得ず、それぞれの国はしばしば大きな「評価の余地」を享受している。たとえば、治安を重視し、宗教に厳しい姿勢で臨むライシテの方向にフランス政府が大きく舵を切ったとしても、欧州人権裁判所や欧州評議会がそれを直接的に押しとどめることはできず、間接的にはたらきかけることしかできない構図になっている。

「全身を覆うヴェール」「ナショナル・アイデンティティ」「フランスのイスラーム化」などの議論は、ムスリムの若者たちに居心地の悪い思いをさせている。フランス・ムスリム連合（RMF）会長でフランス・ムスリム信仰評議会（CFCM）副会長のアヌアール・クビベックが、欧州評議会の文化・科学・教育・メディア委員会で語った内容である。その結果、「もともと文化的ないし宗教的な差異を主張しなくてもよかった者たちまでもが、外側から押しつけられたアイデンティティを主張することを強いられていると感じるようになってきている」と報告書は述べている。過激化を防ぐには、このような危険を考慮に入れなければならないとも指摘している（C. 57）。けだし、反芻し省察すべき論点であろう。

付記

本研究は科研費補助金 16H03356 による研究成果の一部である。2016 年夏に行なった欧州評議会・欧州人権裁判所での調査では、ストラスブール領事の和田潔氏、Roberto Fasino 氏、Michèle Akip 氏、Juris Rudevskis 氏にご協力いただいた。本稿で取りあげた報告書が、欧州評議会の宗教に対する見解を簡潔にまとめた最新のものと教示してくださったのは Roberto Fasino 氏である。記して謝意を表したい。

参考文献

APCE (Assemblée parlementaire du Conseil de l' Europe), *Liberté de religion et vivre ensemble dans une société démocratique*, Conseil de l'Europe, 2015 [PACE (Parliamentary Assembly of the Council

of Europe), *Freedom of religion and living together in a democratic society, Council of Europe, 2015*. URL : <http://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-DocDetails-FR.asp?fileid=21962&lang=1> / <http://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-DocDetails-en.asp?FileID=21962&lang=en>

Berger, Peter, Davie, Grace and Fokas, Effie (2008), *Religious America, Secular Europe? : A Theme and Variations*, Aldershot, Ashgate.

Costa, Jean-Paul, « La Cour européenne des droits de l'homme », *Commentaire*, 2016/3, n° 155, pp.517-524.

伊達聖伸「フランスにおける「承認のライシテ」とその両義性——ムスリムの声は聞こえているか」磯前順一・川村覚文編『他者論的転回——宗教と公共空間』ナカニシヤ出版、2016年、175～200頁。

Ruet, Céline, « L'interdiction du voile intégral dans l'espace public devant la Cour européenne : la voie étroite d'un équilibre », *La Revue des droits de l'homme* [En ligne], mis en ligne 12 août 2014, consulté le 29 septembre 2016. URL : <http://revdh.revues.org/862>

Willaime, Jean-Paul, *Le retour du religieux dans la sphère politique : Vers une laïcité de reconnaissance et de dialogue*, Lyon, Olivétan, 2008.

